

# 公立保育園における医療的ケア児 受入ガイドライン

令和7年3月

# 目次

## I 基本的事項

- 1 受入要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 医療的ケアの内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 対象児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 受入体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## II 入所及び医療的ケア開始までの手続

- 1 事前相談～相談会の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 東海市特別支援児保育所入所等支援委員会の開催・・・・ 4
- 3 入所申込～利用調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 内定～医療的ケアの依頼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 入所前の個別懇談～医療的ケアの開始・・・・・・・・・・・・ 6

## III 入所後の継続等

- 1 医療的ケア児の継続審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 医療的ケアの内容変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 長期欠席の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## IV 医療的ケアの実施体制等

- 1 保育方針に基づく医療的ケア児への対応・・・・・・・・・・ 10
- 2 医療的ケアの安全実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 職員研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

## V 保護者の了承事項

- 1 保育利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 医療的ケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 ゆとりある保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 体調管理及び保育の利用中止等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 5 緊急時及び災害時の対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 6 情報の共有等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 7 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

# I 基本的事項

## 1 受入要件

保育園における医療的ケア児の受入れにあたっては、次の要件を満たすことを基本とします。

- ア 保護者の就労等の理由により、保育園等で保育を行うことが必要であると認められること。
- イ 東海市特別支援児保育所入所等支援委員会において、保育園等における集団保育を実施することが適当であると認められること。
- ウ 主治医から指示を受け、保育園等における受入体制が整えられていること。

## 2 医療的ケアの内容

次の項目を基本とし、指定保育園で実施可能な医療的ケアを行います。その他のケアを希望する場合は御相談ください。

- ア かくたん 喀痰吸引（口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引、衛生管理）
- イ 経管栄養（経鼻経管、胃ろう）
- ウ 導尿（看護師による導尿、自己導尿）
- エ 血糖値管理（血糖測定、インスリン注射、経口薬、点鼻薬、その他）
- オ その他市長が認めたもの

## 3 対象児童

この事業の対象となる児童は、次に定めるいずれにも該当する者としてします。

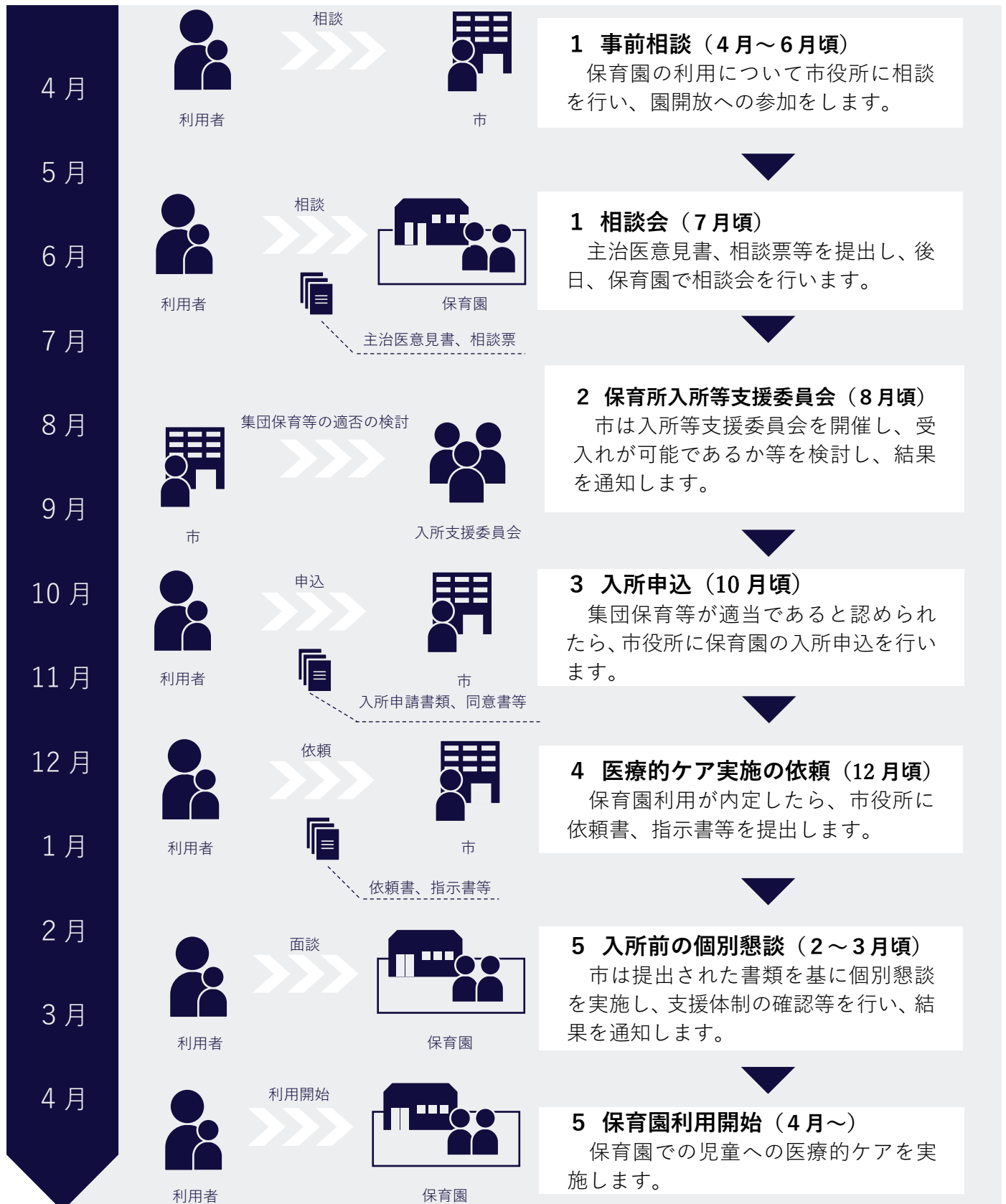
- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 日常的に医療的ケアを必要としていること。
- (3) 状態が安定しており、主治医が保育園等での集団保育の実施が可能と認めた児童。
- (4) 入所年度の4月1日時点で満3歳以上であること。ただし、それ以外の児童のうち、当該年度の4月1日時点で1歳を超えている児童においては、実施する保育園等における受入れ体制や判断等を踏まえ、検討する。

## 4 受入体制

保育中の医療的ケアは、医師の指示に基づき、必要な研修等を修了した担当看護師が行います。医療的ケアのための担当看護師は、在園する児童全体の保健管理を行う看護師とは別に配置します。医療的ケア児の受入体制については次のとおりとします。

- ア 受入時期は、4月1日入所を基本とします。
- イ 実施する保育園等は、市と関係機関で受入れの可能性を協議検討し決定します。
- ウ 保育を行う日は月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）とし、医療的ケアの提供は1日8時間（担当看護師が対応可能な時間帯）を原則とします。

## II 入所及び医療的ケア開始までの手続



## 1 事前相談 ～ 相談会の実施

- (1) 保護者は、幼児保育課への事前相談及び保育園の面談等を行います。幼児保育課は、本ガイドラインに基づき、医療的ケア児の受入れに関する基本的事項、手続の流れ等について説明を行います。また、保育園での遊びを親子で事前に体験していただきたいため、「保育園開放（月1回程度）」または「親子一日体験入園（年3回程度）」に参加します。
- (2) 保護者は、「医療的ケアに関する主治医の意見書」（様式第1号）の作成を申請児童の主治医に依頼します。また、保護者は「保育園における医療的ケアの実施に係る相談票」（様式第2号）を作成します。
- (3) 保護者は、「医療的ケアに関する主治医の意見書」（様式第1号）及び「保育園における医療的ケアの実施に係る相談票」（様式第2号）を保育園へ提出します。保育園は児童の発育等について聞き取り（相談会）を行い、「医療的ケア児面接記録票」（様式第3号）を作成します。

### 使用する様式

- ▶ 医療的ケアに関する主治医の意見書（様式第1号）、保育園における医療的ケアの実施に係る相談票（様式第2号）、医療的ケア児面接記録票（様式第3号）

## 2 東海市特別支援児保育所入所等支援委員会の開催

- (1) 保護者からの保育園による聞き取り（相談会）を受け、幼児保育課は、東海市特別支援児保育所入所等支援委員会にて意見聴取を行います。東海市特別支援児保育所入所等支援委員会は、申請児童に対して医療及び保育の観点から集団保育を実施することが適当であるか、また、保育園での受入れが可能であるか、次の基準によって審議します。

- ア 申請児童の主治医が、集団保育が可能であると認めているもの。
- イ 疾患はあるが、入院して治療する必要がなく容態も安定しているもの。
- ウ 医療的ケアが日常生活の一部として定着しているもの。
- エ 日常的に他児から隔離した場での保育が必要でないもの。

オ 看護師による付きっきりの看護が必要でないもの。

カ 状態の変化等により、集団保育に著しく影響があると判断されることがないもの。

(2) 幼児保育課は、申請児童の受入れの可否について、「東海市特別支援児保育所入所等支援委員会結果通知書」（様式第4号）によって通知します。

なお、結果通知書は、医療的ケア児の受入れの可否について通知するものであり、保育園等への入所決定を通知するものではありません。

#### 使用する様式

▶ 東海市特別支援児保育所入所等支援委員会結果通知書（様式第4号）

### 3 入所申込 ～ 利用調整

(1) 保護者は、入所申込書類（「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定兼保育園入所申込申請書（児童台帳）」等）に「東海市特別支援児保育所入所等支援委員会結果通知書」（様式第4号）の写し及び「医療的ケア児の保育に関する同意書」（様式第5号）を添付して幼児保育課に提出します。

(2) 幼児保育課は、提出された入所申込書類に基づき利用調整を行い、保護者に対して結果を通知します。

#### 使用する様式

▶ 東海市特別支援児保育所入所等支援委員会結果通知書（様式第4号）、医療的ケア児の保育に関する同意書（様式第5号）

### 4 内定 ～ 医療的ケアの依頼

(1) 保護者は、利用調整により保育園への入所が内定した場合、「医療的ケア依頼書」（様式第6号）、「緊急時における対応確認書」（様式第7号）、「くすり取扱い連絡票」（様式第8号）（与薬が必要な場合）及び主治医の作成した「医療的ケア指示書」（様式第9号）を幼児保育課に提出します（本ガイドラインに定められた指示書以外でも使用可能な場合がありますので、他事業の利用等のためにすでに指示書を取

得している方は御相談ください)。幼児保育課は、「医療的ケア指示書」(様式第9号)等提出された書類を保育園と共有します。

- (2) 保育園及び市(幼児保育課及び関係部署)は、保護者の同意の上、必要に応じて児童の受診に同行する等により、「医療的ケア指示書」(様式第9号)の内容確認や緊急時の対応等について、主治医の指示・指導・助言を求めます。
- (3) 保育園は、「医療的ケア指示書」(様式第9号)及び提出された書類等に基づき、当該医療的ケアの個別マニュアル(緊急時の対応方法を含む)を保護者の確認のもと作成します。
- (4) 保護者は、入所前の全体説明会や健康診断等、必要な手続を行います。

#### 使用する様式

- ▶ 医療的ケア依頼書(様式第6号)、緊急時における対応確認書(様式第7号)、くすり取扱い連絡票(様式第8号)、医療的ケア指示書(様式第9号)

## 5 入所前の個別懇談 ～ 医療的ケアの開始

- (1) 保育園は、医療的ケア児の入所に向け、改めて保護者から具体的な健康状態や医療的ケア依頼内容について聞き取り(個別懇談)、支援体制の確認をします。
- (2) 保護者は、「医療機器等預かり同意書」(様式第10号)を保育園へ提出し、担当看護師は、保護者から医療的ケアで実際に使用する医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等(以下、「医療機器等」という)の確認及び説明を受けます。
- (3) 担当看護師は、保護者同意の上、主治医等による保育園における医療的ケア実施に必要な情報の提供及び個別マニュアルの確認を受けます(主治医に確認を受ける場合は、主治医医療機関への同行受診等を行います)。
- (4) 幼児保育課は、担当看護師の主治医医療機関への同行受診等及び個別マニュアルの作成を確認し、「医療的ケア実施決定通知書」(様式第11号)により保護者に医療的ケアの実施決定を通知します。

(5) 保育園は、幼児保育課による「医療的ケア実施決定通知書」(様式第11号)の発行をもって、担当看護師による医療的ケアを開始します。

**使用する様式**

▶ 医療機器等預かり同意書(様式第10号)、医療的ケア実施決定通知書(様式第11号)

### Ⅲ 入所後の継続等

#### 1 医療的ケア児の継続審査

- (1) 幼児保育課は、年度単位で医療的ケア児の継続審査を実施します。継続審査にあたっては、保護者に「医療的ケア依頼書」（様式第6号）及び「医療的ケア指示書」（様式第9号）の提出を求め、必要に応じて東海市特別支援児保育所入所等支援委員会に意見を求めます（保護者は、保育園継続に必要な手続を別途行います）。市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は原則として退所となります。また、担当看護師は、必要に応じて「医療的ケア実施報告書」（様式第12号）を作成して保育園での医療的ケアの実施状況について主治医に報告します。
- (2) 継続審査の結果、集団保育の実施が適当であると認められた場合、幼児保育課は「医療的ケア実施決定通知書」（様式第11号）により保護者に医療的ケアの実施決定を通知します。
- (3) 保育園は、幼児保育課による「医療的ケア実施決定通知書」（様式第11号）の発行をもって、担当看護師による医療的ケアを実施します。

##### 使用する様式

- ▶ 医療的ケア依頼書（様式第6号）、医療的ケア指示書（様式第9号）、医療的ケア実施決定通知書（様式第11号）、医療的ケア実施報告書（様式第12号）

#### 2 医療的ケアの内容変更

- (1) 入所後、年度単位の継続審査前及び年度途中において、医療的ケアの内容に変更がある場合、保護者は「医療的ケア依頼書」（様式第6号）、「医療的ケア指示書」（様式第9号）を幼児保育課に提出します。なお、軽微な変更については、「医療的ケア変更届」（様式第14号）を提出するもの。
- (2) 幼児保育課は、集団保育及び保育園における受入れの継続実施について、必要に応じて東海市特別支援児保育所入所等支援委員会に意見を求めます。

- (3) 内容変更後の集団保育及び医療的ケアの実施の継続が適当であると判断された場合、担当看護師は実技研修を行い、個別マニュアルを保護者の確認のもと作成します。幼児保育課は、担当看護師の研修修了及び個別マニュアルの作成を確認し、保護者に対して「医療的ケア実施決定通知書」（様式第11号）により医療的ケアの実施について通知します（内容変更後の医療的ケアの実施又は集団保育の継続が適当でないと判断された場合は、原則として退所となります）。
- (4) 保育園は、幼児保育課による「医療的ケア実施決定通知書」（様式第11号）の発行をもって、担当看護師による医療的ケアを開始します。
- (5) 医療的ケアが終了する場合、保護者は「医療的ケア終了届」（様式第13号）を幼児保育課に提出します。提出書類、児童の健康状態等を確認し、医療的ケアの終了が適切であると認められた場合、通常の保育利用に変更となります。

#### **使用する様式**

- ▶ 医療的ケア依頼書（様式第6号）、医療的ケア指示書（様式第9号）、「医療的ケア実施決定通知書」（様式第11号）、医療的ケア終了届（様式第13号）、医療的ケア変更届（様式第14号）

### **3 長期欠席の取扱い**

入院等の長期欠席の後に登園可能となった場合、幼児保育課は、受入れの再実施について必要に応じて主治医又は東海市特別支援児保育所入所等支援委員会に意見を求めます。

## IV 医療的ケアの実施体制等

### 1 保育方針に基づく医療的ケア児への対応

- (1) 児童の障がい及び疾病の状況、医療的ケアの実施状況、生活状況を把握します。
- (2) 医療的ケアを安全に実施し、児童が快適で健康に過ごせるように保育の環境を構成します。
- (3) 児童の発達状況を把握し、発達過程と個人差に配慮して集団保育を行います。
- (4) 児童に適切な生活課題や遊びを提供します。
- (5) 登降園時の保護者との引き継ぎや定期的な個人面談等により、児童及び保護者の気持ちを受け止めて、保護者を支援するよう努めます。また、必要に応じて相談機関等と連携します。

### 2 医療的ケアの安全実施体制

- (1) 保育園は、「医療的ケアに関する主治医の意見書」（様式第1号）、「医療的ケア指示書」（様式第9号）の内容を確認し、主治医等の指導及び助言を受け、医療的ケアを実施します。医療的ケアに関する情報は、保育園職員及び関係機関間で共有します。  
また、保育園における医療的ケアの実施にあたって、市は医療的ケアの安全実施をマネジメントする体制を整備します。
- (2) 児童が保育園内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、担当看護師を中心に保育園職員等が連携・協働します。

ア 保育園長は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメント、職員育成等を行います。

イ 保育士は、担当看護師、保育園看護師及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握し、集団保育を行い、保育園での生活の状況を保護者に報告します。

ウ 担当看護師は、保育士、保育園看護師及び保護者と連携して児童の健康状態を把握します。また、主治医の指示書に基づき、保護者の理解及び同意のもと、保育士と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施します。医療的ケアの実施状況と健康状態について記録し、保護者に報告します。

エ 保育園看護師（医療的ケアを担当しない看護師）は、入所児童の全般的な保健管理を行います。また、必要に応じて担当看護師と連携し、医療的ケアの実施等について支援を行います。

オ 嘱託医は、児童の健康診断を行います。また、必要に応じて主治医や専門機関等と連携し、職員への助言等を行います。

(3) 保育園は、医療的ケアの実施場所について、感染防止のため環境の整備を行います。また、児童が使用する医療的ケアの物品・備品等については登園時に受け取り、保護者と申し合わせを行った上で、「医療機器等預かり同意書」（様式第10号）の提出を受け、物品の衛生的な保管・管理を行います。

(4) 医療的ケア児の保育及び医療的ケアの実施に関する文書は、実施する保育園等又は幼児保育課において必要期間保管します。

#### 使用する様式

- ▶ 医療的ケアに関する主治医の意見書（様式第1号）、医療的ケア指示書（様式第9号）、医療機器等預かり同意書（様式第10号）

### 3 緊急時の対応

(1) 保育園は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医等の協力のもとに保育を実施します。また、緊急時に備えて、消防本部との情報共有等を行います。

(2) 緊急時には、主治医医療機関との連携を行い、「医療的ケア指示書」（様式第9号）に基づき作成した個別マニュアルに沿って対応します。

(3) 保育園は、緊急時の対応について事前に十分な説明を行い、保護者から同意を得ます。

(4) 体調の急変等の緊急時に際しては、発見者等からの連絡を受けた保育園長の指示のもと、児童の状況を主治医医療機関及び保護者に連絡し、必要に応じて救急車に

て搬送します。緊急対応については、保育園と主治医医療機関及び保護者との情報共有後、保護者が主治医に報告します。

- (5) 保護者は、児童の体調が悪化した等の理由により、保育園が保育の継続が困難と判断した場合、保育園等からの連絡により利用時間の途中であっても児童の引き取りをします。病院搬送時には、病院に直行します。

#### **使用する様式**

- ▶ 医療的ケア指示書（様式第9号）

## **4 職員研修**

幼児保育課及び保育園は、児童の発達過程や疾病の状況等を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、医療的ケア児に関わる可能性がある職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会確保に努めます。

## V 保護者の了承事項

### 1 保育利用

- (1) 保育の利用日及び利用時間は、月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）の1日8時間（担当看護師が対応可能な時間帯）を原則とします。
- (2) 保護者は、入所申込前に「医療的ケアに関する主治医の意見書」（様式第1号）及び「保育園における医療的ケアの実施に係る相談票」（様式第2号）を保育園に提出し、集団保育の実施及び保育園での受入れについて審査を受けます。
- (3) 保護者は、毎年度「医療的ケア依頼書」（様式第6号）及び「医療的ケア指示書」（様式第9号）、「緊急時における対応確認書」（様式第7号）、「くすり取扱い連絡票」（様式第8号）を幼児保育課に提出し、集団保育及び保育園における医療的ケアの実施についての継続審査を受けます。

#### 使用する様式

- ▶ 医療的ケアに関する主治医の意見書（様式第1号）、保育園における医療的ケアの実施に係る相談票（様式第2号）、医療的ケア依頼書（様式第6号）、医療的ケア指示書（様式第9号）、緊急時における対応確認書（様式第7号）、くすり取扱い連絡票（様式第8号）

### 2 医療的ケア

- (1) 市が発行する「医療的ケア実施決定通知書」（様式第11号）に記載された決定内容に従って、担当看護師による医療的ケアを実施します。医療的ケアの開始に係る手続が完了するまでの間に保育利用を希望する場合は、保護者が付き添って登園し、医療的ケアを実施する必要があります。
- (2) 保育園において医療的ケアを実施する上で主治医の指導又は助言が必要となる場合、担当看護師等が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行うことがあります。

- (3) 保育園では、関係法令及び主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行います。また、看護師の不在等により、保育園等での医療的ケアが実施できない場合があります。
- (4) 保護者は、児童の医療的ケアの内容に変更があった場合、その内容を速やかに保育園長に報告するとともに、「医療的ケア依頼書」（様式第6号）、「医療的ケア指示書」（様式第9号）を幼児保育課に提出し、集団保育の実施及び保育園での受入れについての継続審査を受けます。
- (5) 保育園において医療的ケアを実施するにあたって、必要文書の発行に要する費用等、医療的ケアの実施手続に要する経費については保護者負担となります。
- (6) 保護者は、医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等を不足なく準備、点検及び整備し、登園時、保育園長に受け渡します。その際、「医療機器等預かり同意書」（様式第10号）を提出し、保育園は物品の管理を行います。また、使用後の物品は原則家庭に持ち帰ります。

#### 使用する様式

- ▶ 「医療的ケア実施決定通知書」（様式第11号）、医療的ケア依頼書（様式第6号）、医療的ケア指示書（様式第9号）、医療機器等預かり同意書（様式第10号）

### 3 ゆとりある保育

児童が新しい環境に慣れるとともに医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登園します。期間及び保育時間については、保育園長と相談の上定めます。児童の様子や状態によっては、この間の保育時間が短縮されたり、期間が延長・短縮されたりする場合があります。

### 4 体調管理及び保育の利用中止等

- (1) やむを得ない事情により担当看護師が勤務できない場合には、あらかじめ保護者等に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者等に付き添いをお願い

することがあります。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあります。

- (2) 登園前には健康観察を行ってください。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪いときには、保育の利用を控えてください。
- (3) 発熱、下痢、嘔吐等の体調不良の場合や、熱がなくても感染症の疑いがある場合は、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにしてください。また、体調不良により保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による児童のお迎えをお願いします。
- (4) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されます。保育園内で感染症が一定数以上発生した場合、保育園からの情報により、保護者等が保育を利用するかどうか判断してください。また、保育園長の判断で保育の利用を控えていただく場合があります。
- (5) 保育園が必要と認める時には、主治医等を受診してください。なお、その費用は保護者等の負担となります。
- (6) 児童の病態の変化等により、市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要となった場合で、内容変更後の医療的ケアの実施、集団保育の継続又は保育園での受入れが適当でないとは判断された場合は、原則として退所となります。また、保育園の人員、施設又は設備の状況により、当該保育園での児童の受入れができなくなる場合があります。

## 5 緊急時及び災害時の対応等

- (1) 児童の症状に急変が生じ、保育園長が緊急事態と判断した場合や、その他必要な場合には、主治医医療機関等に連絡を行い必要な措置を講じます。同時に、児童の保護者等に連絡を行います。また、保護者等へ連絡する前に児童を医療機関等に搬送し、受診又は治療が行われることがあります。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となります。

- (2) 挿入物の事故抜去等の緊急時については、「医療的ケア指示書」（様式第9号）に基づき個別マニュアルに記載し、保護者の同意の上、それに沿って対応します。
- (3) 災害時対策として、万が一保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、1日分の薬と食事（栄養剤）を持参してください。また、医療的ケアの使用物品もストックしておいてください。

#### 使用する様式

- ▶ 医療的ケア指示書（様式第9号）

## 6 情報の共有等

- (1) 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等については東海市特別支援児保育所入所等支援委員会及び事務局、保育園職員等の関係者で情報を共有します。また、必要に応じて、児童が利用する専門機関等（障害児通所支援事業者、障害児相談支援事業者、訪問看護ステーション等）と情報交換等を行い、東海市特別支援児保育所入所等支援委員会と情報を共有します。
- (2) 緊急時の対応のために、市に提出された「医療的ケアに関する主治医の意見書」（様式第1号）、「医療的ケア指示書」（様式第9号）等の内容を主治医医療機関以外の医療機関及び東海市消防本部に情報提供する場合があります。
- (3) 医療的ケアが必要な児童の状況に関して、集団保育を実施する上で必要な事項については、ほかの児童の保護者との間で共有する場合があります。

#### 使用する様式

- ▶ 医療的ケアに関する主治医の意見書（様式第1号）、医療的ケア指示書（様式第9号）

## 7 その他

上記1～6のほか、必要に応じ保育園との間で取り決めた事項を順守してください。

# 様式集

## 様式第1号 医療的ケアに関する主治医の意見書〔主治医〕

- ▶ 相談会時に、児童の状態や集団保育の適否等を確認するために使用します。

## 様式第2号 保育園における医療的ケアの実施に係る相談票〔保護者〕

- ▶ 相談会時に使用します（児童の基本情報等を記入します）。

## 様式第3号 医療的ケア児面接記録票〔市〕

- ▶ 相談会時に、児童のアセスメント等を行うために使用します。

## 様式第4号 東海市特別支援児保育所入所等支援委員会結果通知書〔市〕

- ▶ 東海市特別支援児保育所入所等支援委員会への意見聴取の結果を通知するために使用します。

## 様式第5号 医療的ケア児の保育に関する同意書〔保護者〕

- ▶ 「保護者の了承事項」の確認のために使用します。

## 様式第6号 医療的ケア依頼書〔保護者〕

- ▶ 医療的ケアの開始、継続、変更時に使用します（児童の基本情報等を記入します）。

## 様式第7号 緊急時における対応確認書〔保護者〕

- ▶ 緊急時の対応について確認するために使用します（児童の基本情報等を記入します）。

## 様式第8号 くすり取扱い連絡票〔保護者〕（与薬が必要な場合）

- ▶ 薬の与薬が必要な場合に使用します（児童の基本情報等を記入します）。

## 様式第9号 医療的ケア指示書〔主治医〕

- ▶ 主治医から担当看護師への医療的ケアの指示のために使用します。

## 様式第10号 医療機器等預かり同意書〔保護者〕

- ▶ 保育園で使用する医療機器等を預けるために使用します（児童の基本情報等を記入します）。

## 様式第11号 医療的ケア実施決定通知書〔市〕

- ▶ 保護者に対して、医療的ケアの実施決定について通知するために使用します。

## 様式第12号 医療的ケア実施報告書〔保育園〕

- ▶ 保育園における医療的ケアの実施状況について主治医に報告するために使用します。

## 様式第13号 医療的ケア終了届〔保護者〕

- ▶ 保育園における医療的ケアの実施を終了する際に使用します。

## 様式第14号 医療的ケア変更届〔保護者〕

- ▶ 保育園で実施する医療的ケアの内容に軽微な変更があった際に使用します。